

指標連動方式の基本的考え方（案）
（骨子）

令和4年2月25日時点

1. はじめに

2. 指標連動方式の基本的な考え方

(1) 指標連動方式の目的

- 極めて厳しい財政状況の中、また今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることが重要である。特に、公共施設の維持管理業務などにおいては、より効率的かつ効果的に実施するため、民間事業者の技術やノウハウによる創意工夫を発揮しやすい施策が求められている。
- 管理者等が性能発注を積極的に行うことで、民間事業者の技術やノウハウを活用しやすくなると考えられる。性能発注を採用する場合において、適正かつ確実なサービス提供を確保するための手法の一つとして、インフラの機能や持続性に対応した指標を設定し、民間事業者に支払う額等の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決められる方式を採用することが考えられる。

(2) 指標連動方式の特徴

- 公共施設等の管理者等が民間事業者に対してサービス対価を支払うPFI契約等のうち、管理者等が求めるサービス水準に関する指標を設定し、民間事業者に支払う額等の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決まる方式である。

(3) 指標連動方式の採用が考えられる事業

- いわゆる性能発注を前提とする、管理者等から民間事業者に対してサービス対価が支払われる事業において採用することが可能（サービス購入型PFI事業、包括的民間委託等を採用する場合のサービス対価支払方法として採用可）。
- ①管理者等が求める業務要求水準や望ましいサービス水準を明確に定義できる、②民間事業者の提供するサービス水準が客観的にモニタリング可能である、③民間事業者の創意工夫によって効率的なサービス提供やサービス水準が向上する、④指標連動方式の導入にあたって発生するモニタリングコスト等を上回るメリットが生じる事業規模を有する、という条件を満たす事業において、特に効果的であると考えられる。
- 例えば、公共施設の維持管理業務に係る包括的民間委託については、指標連動方式を取り入れることが効果的な場合がある。管理者等が求める業務要求水準が明確であり、かつ指標の設定や効率的なモニタリングが可能である公共施設の維持管理業務については、指標連動方式の導入によって、適正かつ確実なサービスの提供を確保しながら、民間事業者の創意工夫を発揮できるようになる。

3. 支払メカニズム・指標・モニタリングルールの検討プロセス

(1) 事前の検討（基本計画の策定・維持管理計画の見直し等）

- 事業方式の検討にあたり、指標連動方式の採用についても検討する。

- 指標連動方式の採用の有無、支払メカニズム・指標・モニタリングルール等について、サウンディングの実施等による民間事業者の意見聴取も有益である。

(2) 実施方針の策定及び公表（PFI 事業の場合）

- 支払メカニズム・指標・モニタリングルールに関する基本的な考え方を記載。

(3) 特定事業の評価・選定（PFI 事業の場合）

- VFM 評価において、指標連動方式の特性（効率化、リスクプレミアム上昇）に留意。
- 業務要求水準を過不足なく満たすことを前提に指標連動方式を採用時の LCC を算定。

(4) 民間事業者の募集、評価・選定

- 入札公告にて、支払メカニズム・指標・モニタリングルールの詳細を示すことが望ましい。ただし、モニタリングルールを民間事業者の提案事項とし、技術提案審査における定性的評価の対象とすることも考えられる。

(5) 事業契約等の締結等

- 民間事業者から提案されたサービス水準をもとに、指標を再設定することも可。
- 事業契約書において、具体的な支払メカニズム・指標・モニタリングルールを盛り込むことが必要。

4. 指標の設定

- 事業契約の本質的な要素に関わる指標を含むことが必要。
- 指標連動方式における指標は、関係者間で同意したモニタリング可能なものが設定。
- 管理者等が求める業務要求水準等を明確化した指標とする。
- モニタリングの可能性を考慮し、全ての業務要求水準等を指標として設定することは要しない。
- 民間事業者において管理することができない事由に係る指標を設定すべきではない。
- 業務要求水準と同様の水準の指標を設定するのではなく、業務要求水準よりも低い水準の指標を設定することも考えられる。
- 指標は支払い額の減額のみならず増額についても用いることができる。
- 公共施設等の「利用可能状態」と「パフォーマンス」に分けて設定することも可。

5. 「サービス対価」の支払メカニズム

(1) 支払メカニズムの枠組み

サービス対価＝指標の達成状況によって定められるサービス対価＋その他サービス対価

指標の達成状況によって定められるサービス対価＝基準支払額 ± 指標に基づく調整

※基準支払額を設定しない方式も可。

- 支払メカニズムの設定にあたっては、①指標の達成状況によって定められるサービス対価の割合、②基準支払額、③指標に基づく調整方法を検討することが必要。

① 指標の達成状況によって定められるサービス対価の割合

- 指標が一部業務のみに関わる場合、指標に関わる業務に係る対価の部分のみを指標の達成状況に連動させることが考えられる。

② 基準支払額の設定

- 基準支払額は、増額等の要素を除く業務要求水準を過不足なく満たす場合におけるサービス対価である。指標の達成状況に応じてそこから増額・減額を実施することを想定。

③ 指標に基づく調整方法

- 指標の対価への換算方法、指標毎の重み付けが課題となる。

(2) 支払メカニズムの検討にあたっての留意点

① 基準支払額からの増額

- 増額後のサービス対価を民間事業者に対して確実に支払うことができるよう予算措置を講じることが必要である(債務負担行為の設定を含む)。
- 支払上限額の設定、対象期間において発生した減額を増額の上限とすることも可能。
- 増額指標については、管理者等の利益に寄与するもののみを設定することが望ましい
- 減額対象となるパフォーマンス指標と、増額対象となるパフォーマンス指標は必ずしも同一でなくても良い。

② 施設の建設費用に相当するサービス対価の変動

- BTO方式では維持管理・運営にかかる指標との関係で、建設費用に相当するサービス対価を「指標の達成状況によって定められるサービス対価」として扱うべきではない。
- BOT方式では、維持管理・運営段階における指標と建設費用に相当するサービス対価を連動させることもありうる。ただし、民間事業者のリスク上昇による問題(リスクプレミアム上昇、参画意欲低下等)に留意が必要。

③ 民間事業者のリスク

- サービス水準に応じてサービス対価を変動させることは、民間事業者にとって事業参入上のリスクとなる。リスク低減の観点から、減額限度額を設けることも考えられる。

6. モニタリング

- 指標連動方式を採用した場合のモニタリングの方法や留意点について、指標連動方式におけるモニタリングの留意点としては以下の点が挙げられる。

- 業務要求水準、指標、サービス対価の支払方法、モニタリングの一体運用。
- 報告書に、減額・増額につながる指標に係る事象の発生数、対応状況等を記載。
- 事業検討段階のなるべく早期からサウンディング調査等においてモニタリングの方法・体制等について、民間事業者の意見を収集することが有効。
- モニタリングの第三者への委託も考えられる。

7. 「サービス対価」以外での指標の活用

- 民間事業者の参画意欲の向上、サービス水準の向上の観点から、サービス対価以外の手段により民間事業者にインセンティブを付与することも考えられる。
- 例えば、高評価時における契約延長オプションや事業範囲の拡大、次回以降の入札における優遇等、基準支払額からの増額以外の方法によってパフォーマンス指標を評価し、良好な公共サービスの提供を促すことも考えられる。